香川高等専門学校専攻科委員会規程

平成21年10月１日制定

（趣旨）

第１条　この規程は，香川高等専門学校内部組織規程第22条第２項の規定に基づき，香川高等専門学校専攻科委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　委員会は，香川高等専門学校専攻科（以下「専攻科」という。）に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

一　専攻科教育課程の編成・実施に関すること。

二　専攻科学生の履修に関すること。

三　専攻科学生の修了に関すること。

四　専攻科入学者選抜に関すること。

五　専攻科教育の点検，改善に関すること。

六　その他専攻科教育に関する必要な事項

（構成）

第３条　委員会は，次の各号に掲げる委員をもつて構成する。

一　専攻科長

二　専攻長

三　教務主事

四　各キャンパス各学科から選出された各１名の特別研究Ⅱの指導教員（学位規則第６条第１項の規定に基づく学士の学位の授与に係る特例に関する規則第６条第３号に規定する指導教員）及び一般教育科から選出された各１名の教員

五　学務課長，学生課長

（委員長）

第４条　委員会に委員長を置き，前条第１号の委員をもつて充てる。

２　委員長は，委員会を招集し，議長となる。

３　委員長に事故あるときは，専攻長がその職務を代行する。

（専攻委員会）

第５条　委員会に，必要に応じ各キャンパスに専攻委員会を置くことができる。

２　専攻委員会は，必要に応じその協議実施した内容を委員会に報告するものとする。

（委員以外の者の出席）

第６条　委員長は，必要があるときは，委員以外の者を出席させることができる。

（事務）

第７条　委員会の事務は，専攻科長が所属するキャンパスにおいて処理する。

附　則

この規程は，平成21年10月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成22年８月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成22年９月22日から施行する。

附　則

この規程は，平成24年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成28年５月１日から施行する。

附　則

この規程は，令和７年５月15日から施行し，令和７年４月１日から適用する。